

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市障害者介護給付費等審査会
設置の根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条 古河市障害者介護給付費等審査会設置条例第 1 条
設 置 年 月 日	平成 18 年 4 月 1 日
主 な 審 議 内 容	【A 介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定】 ① 障害支援区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて審査・判定をします。 ② 障害支援区分認定の有効期間を定める意見、市が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に意見を述べます。 【B 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる】 市の求めに応じて、市の作成した支給決定案が該当市町村の定める支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について意見を述べます。
会議の開催予定	月に 1～2 回程度、必要に応じて開催します。
委 員 の 任 期	令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年） ※再任可
委 員 数（定 数）	15 人（15 人以内）
委員の職及び氏 名	委員名は公表しておりません。
問 合 せ 先 （事務局）	古河市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 0280-92-4919（直通）
備 考	